

様式第1号その1 (第4条関係)

育英学生願書

フリガナ氏名		性別	※男・女	生年月日	年 月 日生 (満 歳)		
本人住所 (電話番号)	〒		在学学校	学校名及び学年	第 学年		
	家族住所 (電話番号)	〒	進学希望校	第1希望	学校名		
				学科等			
第2希望			通学区分	※ 自宅・自宅外			
			学校名				
	学科等						
	通学区分	※ 自宅・自宅外					
同一生計の家族	就学者(本人除く。)	氏名	続柄	年齢	学校名及び学年	備考	
	家族(就学者を除く。)	氏名	続柄	年齢	職業又は勤務先	備考	収入・所得金額(千円)
希望する資金	※ 1 条例第2条第2号の資金のみ希望			収入・所得金額計			
	2 条例第2条第3号の資金のみ希望			基準額	収入基準額(世帯人員 _____ 人)		
	3 1の資金を希望するが、不採用の場合は2の資金を希望				加算額	老齢者加算	
						母(父)子加算	
					障害者加算		
			基準額総計				

上記のとおり相違ありませんので、育英学生として採用してください。

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

本人氏名

㊟

親権者(未成年後見人)氏名

㊟

連帯保証人氏名

㊟(本人との続柄)

- 注 1 太線の枠内を記入してください。
 2 ※印のところは、該当するものを○で囲んでください。
 3 親権者(未成年後見人)氏名の欄は、本人が未成年の場合に記入してください。
 4 連帯保証人は、親権者と同一人物であって構いません。
 5 この願書には、家族全員の収入・所得を証する書類を添付してください。

様式第一号その一の次に次の様式を加える。

様式第1号その2(第4条関係)

育英学生願書

フリガナ 氏名		性別	※男・女	生年月日	年	月	日生 (満歳)	
本人住所 (電話番号)	〒	在学学校	学校名及び学年	第 学年				
		進学希望校	第1希望	学校名	※国公立等・私立			
				設置者	※国公立等・私立			
			第2希望	学校名	※国公立等・私立			
家族住所 (電話番号)	〒	第1希望	設置者	※国公立等・私立				
			学校名	※国公立等・私立				
		第2希望	設置者	※国公立等・私立				
			学校名	※国公立等・私立				
同一生計の家族	家族(就学者を除く。)	氏名	続柄	年齢	職業又は勤務先	備考	収入・所得金額(千円)	
	収入・所得金額計							
	就学者(本人除く。)	氏名	続柄	年齢	学校名及び学年	設置者	通学区分	控除額(千円)
						※国公立等・私立	※自宅・自宅外	
						※国公立等・私立	※自宅・自宅外	
						※国公立等・私立	※自宅・自宅外	
					※国公立等・私立	※自宅・自宅外		
希望する資金	※ 希望する 希望しない	控除額(千円)	本人の就学者控除					
			母子・父子世帯、主たる家計支持者が別居している世帯					
			障害者のいる世帯					
			長期療養者のいる世帯、災害等の被害を受けた世帯					
			父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯					
認定所得金額								
基準額 世帯人員 人								

上記のとおり相違ありませんので、育英学生として採用してください。

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

本人氏名

㊦

親権者(未成年後見人)氏名

㊦

連帯保証人氏名

㊦(本人との続柄)

- 注 1 太線の枠内を記入してください。
 2 ※印のところは、該当するものを○で囲んでください。
 3 学校の設置者の欄の国公立等とは、国、地方公共団体、国立大学法人等が設置する学校です。
 4 親権者(未成年後見人)氏名の欄は、本人が未成年の場合に記入してください。
 5 連帯保証人は、親権者と同一人物であって構いません。
 6 この願書には、家族全員の所得を証する書類を添付してください。

様式第二号の二中

「 行動及び性格の記録 (A、B及びCの三段階評価によること。)

「 学校における学業成績の評定平均値

「 行動及び性格の記録 (A、B及びCの三段階評価によること。)

人物総合判定	家計総合判定
※A 特にすげれている B 優れている C 普通	※経済状態から青英資金が A 特に必要な B 必要

人物総合判定	※ A 特に優れている B 優れている C 普通
--------	--------------------------------

に改め、同様式の注中1を削り、2を1とし、1の次に次のように加える。

2 条例第2条第2号の資金希望者は、学業成績証明書を添付していただく。

い。

様式第二号その二中

学力総合判定	人物総合判定	家計総合判定
※A 特にすげれている B 優れている C 普通	※A 特にすげれている B 優れている C 普通	※A 特に 経済状態 から青英 資金が 必要 B 必要

学力総合判定	人物総合判定
※A 特にすげれている B 優れている C 普通	※A 特にすげれている B 優れている C 普通

改め、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十号

佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則を廃止する規則

佐賀県立生涯学習センターの管理に関する規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第三号

各教育機関

教育機関に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（昭和五十三年佐賀県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

第二条中「及び佐賀県立名護屋城博物館」を「佐賀県立名護屋城博物館及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第四号

本 庁

教育事務所

教育機関

佐賀県教育委員会公印規程（昭和六十三年佐賀県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

第二条第一項中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 副教育長印

別表中

教育長職務印	佐賀県教育委員会 佐賀教育代理者職務印	27	〃
--------	------------------------	----	---

を

教育長職務印	佐賀県教育委員会 佐賀教育代理者職務印	27	〃
副教育長印	佐賀県副教育長印	22	〃

に

改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第五号

本 庁

教育事務所

教育機関

佐賀県教育委員会が管理する歴史的公文書の保存等に関する規程（平成二年佐賀県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

第二条第五号中「及び教育機関等の係(教育機関等の課に置かれた係を除く。)の長」を削る。

第三条第二項中「第五十二条第二項」を「第五十二条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第六号

本 庁

教育事務所

教育庁専決規程(平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

第二条第四号を次のように改める。

四 係長 組織規則第十二条第一項に規定する係長をいう。

第二条の次に次の一条を加える。

(副教育長専決事項)

第二条の二 副教育長は、教育長が定めるものを専決することができる。

第三条から第五条までを次のように改める。

(各課長等共通専決事項)

第三条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。

一 事務管理に関する事務の実施に関すること。

二 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)

に基づく個人情報開示の決定等に関すること。

三 照会、回答、報告、通知等に関すること。

四 所属の職員の旅行を命令すること。

五 所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児休暇、引き続き三日以内の特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病気休暇並びに部分休業の願の処理に関すること。

六 所属の職員の週休日の振替及び休日の代休日の指定に関すること。

七 扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。

八 課長は、次に掲げるものを専決することができる。

一 告示、公告、公表その他の公示に関すること。

二 事務処理の基準、要綱、要領等の制定改廃に関すること。

三 許可(公益法人の設立の許可及び公益信託の引受けの許可を除く。)、認可、免許、登録、認定等及びそれらの取消し並びにそれらに係るものの解散、閉鎖、停止その他の行政処分に関すること。

四 過料処分に関すること。

五 あつせん、調停、勧告、指示等に関すること。

六 審査基準、標準処理期間等の作成に関すること。

七 聴聞、弁明の聴取及び公聴会に関すること。

八 国等に対して行う負担金、補助金、交付金等の申請等に関すること。

九 使用料及び手数料の減免に関すること(き束的な決定に係るものに限る。)

十 歳出予算の各節の金額を流用すること。

十一 県有財産の取得、管理及び処分に関すること。

十二 歳入の徴収及び収納事務の私人委託に伴う委託証明書の交付及び検証に関すること。

(総務課長専決事項)

第四条 総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。

一 公印の新調及び改刻の承認、佐賀県教育委員会電子署名規程(平成十四年佐賀県教育委員会訓令第第四号)第三条第二項の承認並びに鍵情報等の発行に関すること。

二 職員(役付職員を除く。)の任免、配置換その他人事に関すること。

三 学芸員等の補職の任免に関すること。

四 職員の心身の故障による休職処分に関すること。

五 職員(課長及びこれに相当する職以上の職にある職員を除く。)の諸願処理に関すること。

六 佐賀県公立学校職員等表彰規則(平成二年佐賀県教育委員会規則第九号)に基づく職員(役付職員を除く。)の永年勤続表彰に関すること。

七 職員団体業務専従に係る職務専念の義務の免除及び専従休暇の許可に関すること。

八 職員の服務についての指示に関すること(例規的なものを除く。)

九 職員の徽章及び身分証明書交付に関すること。

十 職員の任用及び給与について人事委員会と協議すること。

十一 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基づく職員の派遣に関すること。

十二 職員の初任給、昇格及び昇給を決定すること。

十三 職員の退職手当に関すること。

十四 職員の単身赴任手当の認定に関すること。

十五 職員の児童手当の認定に関すること。

十六 職員の赴任に伴う旅費の承認に関すること。

十七 教育庁各課及び各教育事務所並びに各教育機関(学校を除く。)に時間外勤務手当等を配分すること。

十八 教育庁及び教育機関(学校を除く。)(以下「教育庁等」という。)における講師、調査員、参考人、証人等の旅費の職務級を決定すること

(所属の長が決定することのできるものを除く。)

十九 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号)第二条の規定により教育庁等の組織の改廃等を人事委員会に通知すること。

二十 教育庁等の非常勤職員の公務災害及び通勤災害の認定及び補償に関すること。

二十一 教育庁等の福利厚生計画を作成すること。

二十二 教育庁等の福利厚生事業の実施及び運営に関すること。

二十三 職員の健康管理の実施に関すること。

二十四 教育庁等の衛生管理委員会に関する事務を処理すること。

二十五 職員の結核性疾患による休暇の事務を処理すること。

二十六 県立高等学校の授業料の減免に関すること(県立学校長が決定することのできるものを除く。)

二十七 職員宿舍の維持管理に関すること。

二十八 職員宿舍の入居を承認すること。

二十九 公立学校施設台帳及び公立学校建物実態調査の結果を文部科学大臣に報告すること。

(教職員課長専決事項)

第五条 教職員課長は、次に掲げるものを専決することができる。

一 教職員(臨時的任用の職員及び非常勤職員に限る。)の任免に関すること。

二 県立学校の教務主任等の発令に関すること。

三 教職員の心身の故障による休職処分に関すること。

四 県立学校長の赴任延期の許可に関すること。

五 教職員の勤務成績証明書の発行に関すること。

六 教職員の履歴事項の証明及び照会に関すること。

七 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)に基づく免許状の授

与等に関する事。

八 教職員(校長、教頭及び県立学校の事務長を除く。)の諸願処理に関する事。

九 教職員団体業務専従に係る職務専念の義務の免除及び専従休暇の許可に関する事。

十 教職員の服務についての指示に関する事(例規的なものを除く。)

十一 教職員の任用及び給与について人事委員会と協議する事。

十二 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び地方自治法に基づく教職員の派遣に関する事。

十三 教職員の初任給、昇格及び昇給を決定する事。

十四 教職員の退職手当に関する事。

十五 教職員の給料の調整額、初任給調整手当及び単身赴任手当の認定に関する事。

十六 教職員の児童手当の認定に関する事。

十七 教職員の赴任に伴う旅費の承認に関する事。

十八 学校に時間外勤務手当等を配分する事。

十九 県費負担教職員普通旅費の学校への配当に関する事。

二十 県費負担教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関する事。

二十一 県立学校における講師、調査員、参考人、証人等の旅費の職務級を決定する事(校長が決定することのできるものを除く。)

二十二 管理職員等の範囲を定める規則第二条の規定により県立学校の設置、廃止等を人事委員会に通知する事。

二十三 教職員の服務に関する研修の実施に関する事。

二十四 県立学校の非常勤職員及び市町村立学校の県採用の非常勤職員の公務災害及び通勤災害の認定及び補償に関する事。

二十五 県立学校の福利厚生計画を作成する事。

二十六 県立学校の福利厚生事業の実施及び運営に関する事。

二十七 教職員の結核性疾患による休暇の事務を処理する事。

第六条第一号中「軽易な事項の」を削り、同条第十五号を第十八号とし、第九号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 県立高校への県外受検者の入学志願の許可及び運動部推進指定校の指定に関する事。

第六条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「軽易な」を削り、同号を同条第八号とし、同条第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 県立学校の臨時休業の承認に関する事。

六 県立学校の教育課程の承認に関する事。

第七条(見出しを含む。)中「生涯学習課長」を「社会教育課長」に改め、同条第一号中「軽易な事項の」を削り、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 生涯学習に関する研修を実施する事。

四 社会教育施設の管理運営に関する事。

第七条第六号を削る。

第八条第十号中「博物館」の下に「等」を加え、同号を同条第十五号とし、同条に次の一号を加える。

十六 佐賀城本丸歴史館協議会に関する事務を処理する事。

第八条中第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 文化財の調査等に関する事。

第八条中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 指定文化財の管理及び修理についての指揮監督等に関する事。

七 指定文化財の現状変更等の許可に関する事。

八 指定文化財の公開の許可等に関すること。

第八条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 文化及び文化財に関する指導及び助言に関すること。

第九条第一号中「学校保健」の下に「学校安全」を、「指導」の下に「及び助言」を加え、同条第二号中「学校保健」の下に「学校安全」を加え、「定例的な」を削り、同条第三号中「学校保健」の下に「学校安全」を加え、同条第四号中「及び調査」を削り、同条第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 県立学校の衛生管理委員会に関する事務を処理すること。

第九条中第八号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 教職員並びに生徒、児童及び幼児の保健衛生に関すること。

十三 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。

第九条中第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 生涯スポーツの普及及び振興に関すること。

第九条中第六号を第八号とし、同条第五号中「使用許可」を「管理運営」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の施設以外の体育施設の管理に関すること。

第九条第四号の次に次の一号を加える。

五 競技スポーツの普及及び振興に関すること。

第十条を次のように改める。

（室長等専決事項）

第十条 室長及び副課長は、課長が専決することができる事務のうち課長が定めるものを専決することができる。

第十五条第二号中「主務課長」を「当該事務を担当する課長」に改め、同条第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（副教育長の代決者）

第十五条の二 副教育長が専決することができる事務について、副教育長が不在のときは、当該事務を担当する課長（教育庁の企画調整及び経営に関する事務については、組織規則第十二条の二第一項の規定に基づき置かれた副課長）がその事務を代決することができる。

第十六条第一項を次のように改める。

課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、副課長（室に係る事務については、室長）がその事務を代決することができる。

第十六条第二項中「第十条の規定により」を削り、「について室長」を「について、室長」に改め、同条第三項中「専決すべき」を「専決することができる」に改める。

第十七条第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)